

「児童買春・児童ポルノ禁止法」の早期改正を求める要望書

財団法人 日本ユニセフ協会

児童ポルノは、子どもに対する性的虐待の記録です。携帯やインターネットが普及しファイル共有ソフトが急速に発達した今、児童ポルノは、一瞬にして大量にコピーされ、世界中にばら撒かれています。児童ポルノの被害は撮影時に留まりません。ばら撒かれた映像を誰かが持っているかも知れない。見ているかも知れない。被害者は、こうした不安と恐怖に一生苦しめられます。こうした被害を無くすためには、児童ポルノの購入、入手や、単純所持も禁止するなどの法改正が不可欠です。

これらの行為を禁止していない現行の「児童買春・児童ポルノ禁止法」は、国境がないインターネット上の児童ポルノの根絶を目指す世界的取り組みにも“穴”を空けています。G8の中で、児童ポルノの単純所持を禁止していないのは、ロシアと日本だけです。

2010年5月27日、私たちは、60を超える団体や個人の皆様*のご賛同を得て、児童ポルノの根絶を目指す国民運動を立ち上げました。法改正なくして「児童ポルノがない世界」を実現することはできません。私たちは、国会に対し、児童ポルノの根絶を最優先とした「児童買春・児童ポルノ禁止法」の早急な改正を求めます。

※ 賛同団体等のリストは、ホームページ www.nakuso.jp をご覧ください。

本要望書の趣旨にご賛同いただける方は、ご署名ください。

氏名	住所（番地以降は任意）	印・サイン

記載された個人情報は、本要望行為以外の目的で使用することはありません。

取り扱い団体：

※こちらに団体名が記されていない場合は、
お手数ですが右記までお送りください。

【返送先】

(財)日本ユニセフ協会 広報室
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
FAX:03-5789-2036